

香川県条例第42号

香川県いじめ問題再調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項及び第31条第2項の附属機関として、香川県いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果について調査する。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、法律、医療、心理、福祉等に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 委員会に、特別の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(秘密保持義務)

第7条 委員及び臨時委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)

2 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和32年香川県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																											
<p>(報酬) 第2条 略</p> <p>(費用弁償) 第3条 略</p> <p>別表(第2条、第3条関係) 1 知事の附属機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 35%;">報酬</th> <th style="width: 35%;">費用弁償</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>香川県個人情報保護審議会</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>香川県いじめ問題再調査委員会</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">委 員</td> <td style="width: 15%;">日額</td> <td style="width: 10%;">9,000円</td> </tr> <tr> <td>臨時委員</td> <td>日額</td> <td>9,000円</td> </tr> </table> </td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">委 員</td> <td style="width: 15%;">6級</td> </tr> <tr> <td>臨時委員</td> <td>6級</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>香川県交通安全対策会議</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	名称	報酬	費用弁償	略			香川県個人情報保護審議会	略		香川県いじめ問題再調査委員会	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">委 員</td> <td style="width: 15%;">日額</td> <td style="width: 10%;">9,000円</td> </tr> <tr> <td>臨時委員</td> <td>日額</td> <td>9,000円</td> </tr> </table>	委 員	日額	9,000円	臨時委員	日額	9,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">委 員</td> <td style="width: 15%;">6級</td> </tr> <tr> <td>臨時委員</td> <td>6級</td> </tr> </table>	委 員	6級	臨時委員	6級	香川県交通安全対策会議	略		略			<p>(報酬) 第2条 委員等が招集に応じて会議に出席し又は職務のため旅行したときは、別表に掲げる額の報酬を支給する。ただし、県の職員が委員等を兼ねる場合には支給しない。</p> <p>(費用弁償) 第3条 委員等が招集に応じ又は職務のため旅行したときは、費用弁償として別表に掲げる額の旅費を支給する。ただし、公務員であつて委員等を兼ねる者の旅費については、その者が公務員として受ける額に相当する額とする。</p> <p>別表(第2条、第3条関係) 1 知事の附属機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 35%;">報酬</th> <th style="width: 35%;">費用弁償</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>香川県個人情報保護審議会</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>香川県交通安全対策会議</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	名称	報酬	費用弁償	略			香川県個人情報保護審議会	略		香川県交通安全対策会議	略		略		
名称	報酬	費用弁償																																										
略																																												
香川県個人情報保護審議会	略																																											
香川県いじめ問題再調査委員会	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">委 員</td> <td style="width: 15%;">日額</td> <td style="width: 10%;">9,000円</td> </tr> <tr> <td>臨時委員</td> <td>日額</td> <td>9,000円</td> </tr> </table>	委 員	日額	9,000円	臨時委員	日額	9,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">委 員</td> <td style="width: 15%;">6級</td> </tr> <tr> <td>臨時委員</td> <td>6級</td> </tr> </table>	委 員	6級	臨時委員	6級																																
委 員	日額	9,000円																																										
臨時委員	日額	9,000円																																										
委 員	6級																																											
臨時委員	6級																																											
香川県交通安全対策会議	略																																											
略																																												
名称	報酬	費用弁償																																										
略																																												
香川県個人情報保護審議会	略																																											
香川県交通安全対策会議	略																																											
略																																												